

お客様各位

平成 25 年 3 月 18 日

景品表示法に基づく指示についてのお知らせとお詫び

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度弊社は、不当景品類及び不当表示防止法第 7 条の規定に基づく東京都知事の指示（平成 25 年 3 月 18 日付）に従い、一般消費者の誤認を取り除くため、次の通りお知らせいたします。

弊社はチラシ広告及び自社ウェブサイト上にて、「細胞レベルでの若返りをめざす」、「肌のターンオーバーを促して若々しく」等と表示しておりましたが、これらは一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものでありました。

また「特別お試し価格 3,980 円（税込）」、「1 1 月末日まで」、「各サロン先着 30 名様」等と表示しておりましたが、これらは一般消費者に対し、実際のものよりも著しく有利であると誤認させるものでありました。

（2013 年 2 月以降チラシ広告の配布を中止、ウェブサイトは 3 月 8 日をもって掲出を中止しております。）

お客様ならびに多くの皆様に広告にて誤解を与える表現をしましたことに深くお詫び申し上げます。今後、このようなことが再び発生しないよう、景品表示法及びその他の法令の遵守を徹底していく所存でございます。

本件に関しましてのお問い合わせにつきましては、大変恐縮ではございますが、下記お問い合わせ先までご連絡いただきたく、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社不二ビューティ
たかの友梨ビューティクリニック

【お問い合わせ先】

お客様相談室：0120-73-1107

（お問い合わせ受付時間：平日 10：00～19：00 土曜 10：00～18：00）日曜・祝日休業